

公益社団法人 高岡市観光協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人高岡市観光協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を富山県高岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高岡市及びその周辺の産業技術や文化、歴史等の資源を活用して、観光客の誘致及び観光の振興に関する事業を行い、観光事業の健全な発展を通じて地域経済の活性化及び文化の向上、並びに国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 観光客誘致のための宣伝及び観光案内
- (2) 旅行業法に基づく旅行業
- (3) 観光関連事業者等の資質向上のための研修
- (4) 観光行事の企画実施
- (5) 観光関連施設の管理運営
- (6) 観光関係機関等との連絡調整及び観光に関する調査研究、情報の提供
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、富山県において行うものとする。

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 協会の目的に賛同して入会した個人、法人及び団体
- (2) 名誉会員 協会に功労のあった者又は学識経験者で社員総会で推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」と言う。）上の社員とする。

(社員資格の取得)

第6条 正会員として入会しようとする者は、会長に入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員は、これを徴しない。

(任意の退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を毀損し、又は協会設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、当該会員に除名の決議を行う社員総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

2 名誉会員は、前項第2号又は第3号に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(会費等の不返還)

第11条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に格段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 社員総会の決議は、総社員の過半数が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の過半数の出席であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するものとする。

(書面評決等)

第 19 条 社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について書面で、又は当該社員が委任した代理人によって表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、その者は出席したものとみなす。

(議事録)

第 20 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員の中から、その総会において選任された議事録署名人 2 名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員を設置)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10 名以上 20 名以内
- (2) 監事 2 名

2 理事のうち 1 名を会長、3 名以内を副会長とし、必要により専務理事を置くことができる。

3 会長を法人法上の代表理事とする。

4 専務理事を法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第 22 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別な関係がある者を含む。）が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 理事及び監事に異動があったときは、異動があった日から2週間以内に変更の登記の上、その旨を富山県知事に届け出なければならない。
（理事の職務及び権限）

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
（監事の職務及び権限）

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況を調査することができる。
（役員任期）

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 理事及び監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任した後にも、新たに選任した者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。
（役員解任）

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

- 2 第9条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、第9条第2項中「会員」とあるのは「理事及び監事」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。
（顧問及び参与）

第27条 この法人に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営に関することについて、会長の諮問に応じる。
- 4 参与は、この法人の社員総会及び理事会に参加して意見を述べるることができる。
（報酬等）

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、社員総会において別に定める総額の範囲で、社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 前項に関し、必要な事項は、社員総会の決議を得て会長が別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、招集理事として各副会長が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第35条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として別表に掲げるものは、この法人の基本財産とする。

2 この法人は、次の財産を基本財産に繰り入れることができる。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (2) 理事会及び社員総会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第36条 前条第3項で定める基本財産の処分及び除外に該当する場合並びに収支予算で定める場合を除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄を行おうとするときは、理事会及び社員総会の承認を得なければならない。

2 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第 37 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 40 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 42 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益法人の取消し等に伴う贈与)

第 43 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 44 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 45 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 46 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に次の職員を置き、会長が任免する。

(1) 事務局長 1 人

(2) 職員 若干人

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 11 章 雑則

(委任)

第 47 条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度

の開始日とする。

- 3 この法人の最初の会長（代表理事）は、次に掲げる者とする。

会長 川村 人志

- 4 この法人の最初の業務執行理事は、次に掲げる者とする。

専務理事 蒲田 幸雄

別表 基本財産(公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの)(第35条関係)

財産種別	取引先及び名称	金額
定期預金	北陸銀行高岡市役所出張所	2,851,930 円